

- 2 . 高度専門職に関する申請書（第一種計画認定・変更申請書）の作成

高度専門職について、有期雇用特別措置法による特例の適用を希望する事業主は、「第一種計画認定・変更申請書」を作成の上、都道府県労働局に提出し、計画が適当である旨の認定を受けてください。

〔留意事項〕

申請の日付を記載してください。

提出先の労働局名を記載してください。

法人の場合には法人の名称を、個人事業主の場合には氏名を記載してください。

法人の場合には、代表者氏名を記載してください。

法人の場合には本社・本店の所在地を、個人事業主の場合には住所（事業所の所在地と異なる場合には、事業所の所在地）を記載してください。

高度専門職が従事するプロジェクトの内容を記載してください。

プロジェクトを行っている主な事業場の名称を記載してください。

プロジェクトに必要な高度専門職の専門的知識等に✓を付してください。（複数の専門的知識等を要する場合には、すべてに✓を付してください。）

プロジェクトの「完了の日」について、確実にない場合は予定日を記載してください。

プロジェクトの期間を記載してください。

（注）開始の日から起算して、翌年の応当日（年違いの同日）の前日をもって「1年」、翌月の応当日（月違いの同日）の前日をもって「1か月」とする方法により計算します。

行うこととしている雇用管理措置として該当するものに✓を付してください。

（1か所以上）

（注）各項目の具体的な内容については、p.16をご参照ください。

✓を付した措置を行っていることが確認できる就業規則等を添付してください。なお、労働契約書の雛形や労働協約の代わりに、事業主の署名または記名押印があり、実施する措置の内容が確認できる書類等を添付することも可能です。

社会保険労務士による事務代理の場合には、欄外余白において、必ず社会保険労務士の方の署名または記名押印を行ってください。

（赤字は記載例）

第一種計画認定・変更申請書

年 月 日

労働局長殿

1 申請事業主

名称・氏名		代表者氏名 (法人の場合)		印
住所・所在地	〒(-)	電話番号	()	
		FAX番号	()	

2 特定有期業務の内容並びに開始及び完了の日

(1) 内容

業務の内容	新商品「 」開発プロジェクト 業務が行われる主な事業場の名称：(霞が関研究所)				
必要とする専門的知識等	✓博士の学位 弁護士 不動産鑑定士	公認会計士 一級建築士 技術士	医師 税理士 弁理士	歯科医師 薬剤師	獣医師 社会保険労務士
	ITストラテジスト又はシステムアナリストの資格試験に合格している者 アクチュアリー資格試験に合格している者				
	✓特許発明の発明者 農林水産業・鉱工業・機械・電気・土木・建築の技術者	登録意匠の創作者	登録品種の育成者		
	✓システムエンジニア	デザイナー	システムコンサルタント		

(2) 開始及び完了の日

開始の日	完了の日	特定有期業務の期間
平成27年 6月 1日	平成34年 9月 30日	7年 4月 日

3 第一種特定有期雇用労働者の特性に応じた雇用管理に関する措置の内容

- ✓教育訓練を受けるための有給休暇又は長期休暇の付与（労働基準法第39条の年次有給休暇を除く）
始業及び終業時刻の変更 勤務時間の短縮
- ✓その他能力の維持向上を自主的に図るための時間の確保に関する措置（学会参加を含む）
（ 学会への参加 ）
受講料などの金銭的援助
その他職業能力開発を支援するための教育訓練に係る費用の助成
（ ）
教育訓練の実施（事業主以外の機関等の施設により行われる教育訓練の受講を含む）
職業能力検定の実施（他の事業主等が行う職業能力検定の受検を含む）
業務の遂行に必要な技能及び知識の内容等に関する情報の提供、相談の機会の確保その他の援助
（ ）

（記入上の注意）

1. 「2(1)内容」の「必要とする専門的知識等」の欄は、該当する専門的知識等の にチェックして下さい。
2. 「3 第一種特定有期雇用労働者の特性に応じた雇用管理に関する措置の内容」は該当する措置の内容の にチェックして下さい。

（添付書類）

1. 「3 第一種特定有期雇用労働者の特性に応じた雇用管理に関する措置」を実施することが分かる資料（例：職業能力開発計画、労働契約書の雛形、就業規則等）
2. 変更申請の場合は、認定されている計画の写し。